

1. 資源エネルギー庁は法令、条例に反している事が確認できれば、たとえ稼働中の施設であっても発電の認可を取り消すとしており、地域の実情に即した条例の制定を推奨しています。鹿児島県の地質、地形に即した太陽光発電事業の規制条例制定のお考えがありますか？

有り

なし

検討する

わからない

如何なる推進においても、地域住民の方々、誠実な有識者の意向や過去の災害の状況、景観等も含め、総合的に判断する必要があります。地主が何でも出来る事では大変な不具合が生じることに繋がることになりますので、是正する意味でも規則条例制定が必要であり、規則等制定には地域住民の方々等から委員を選出し参加いただきます。

2. 鹿児島県が誇る観光地霧島の自然を破壊し、住民の生命を脅かす開発計画について、候補者様が知事になられた暁に、その許認可をどのようにされますか？ ご見解をお聞かせ下さい。

認可すべきでない

認可すべきである

実情を確認し、検討する

わからない

1. で記述いたしましたとおり、今回の計画を許可しないことを前提とした、規則条例に条項を謳うつもりです。併せて、規則条例に則する事業計画が提案申請されたとしても、正しい推進をする為に県知事の最終判断、許可がなければならない条項も明記したいと考えます。

3. 2020年4月10日、地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）が成立しました。我々は、開発計画中止後の跡地を、鹿児島県、霧島市、地権者の3者が協力する形で、文化観光推進法の趣旨に沿った自然、景観、文化、伝統、歴史を大切にする森林セラピー公園にできないかと思います。積極検討をお願いできなくないでしょうか？

検討する

検討しない

わからない

鹿児島県のゾーニングも重要であると考えております。ご提案の地域は総合的に判断し、答申のございます内容に合致した、正に法の趣旨に沿った自然、文化、伝統、歴史を重んじた森林セラピー公園構想に相応しいと判断いたします。是非、後世に誇れるプランニングを推進いたしましょう。

草々

ご回答は5月末日までにお願いいたします。

マニフェストがありましたら、同封お願ひいたします。

2020.5.28

八川博幸

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会

会長 神田嘉延 (090-7580-2029)

kandayoshinobu@kud.biglobe.ne.jp

事務局 中村満雄 (080-8500-0803)

霧島市霧島田口 2703-99

mituo.na@eos.ocn.ne.jp